



神奈川県弁護士会新聞

発行所
神奈川県弁護士会
横浜市中区
日本大通9番地
☎045-211-7707
URL <https://www.kanaben.or.jp/>

白山朝日に染まる

撮影者 会員 山本安志

新年のご挨拶

会長 二川 裕之

新年あけましておめでとうございます。

2019年末頃からの新型コロナウイルス禍が予想外に長期間続き、昨年も緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の発出・延長が繰り返され、先行きの見えにくい世の中となつてまいりました。

そのような厳しい情勢の中、当期執行部は、「チャレンジ！かな弁」をスローガンに5つの重点課題(5チャレ)を掲げて果敢に取り組んでまいりました。

チャレ1(発信の強化)につきましては、読みやすさ、文体、全体分量などに留意して分かりやすく、タイムリーに会長声明・談話等を積極的に発出してきました。また、ホームページ上での会長挨拶も3か月ごとに更新するなどの小さな工夫もしてまいりました。

チャレ2(県民ニーズに沿った弁護士活動領域の充実)は、既存の法律相談の拡充をはじめ、SDGsとも絡めた取組を鋭意検討しております。さらに、チャレ1と組み合わせて、弁護士の活動領域の幅広さや先進的分野で活躍している若手弁護士の活動等の周知にも努めていきたいと考えています。

チャレ3(災害対応)は、近年相次ぐ自然災害を見据えて新設された災害対策基金の運用の目安を定めました。また、災害時の紛争解決に有用な、「災害ADR」の整備の検討を進めております。

チャレ4(会務の効率化・合理化)は、理事者決裁の一部のオンライン化の試行を開始するとともに、事務負担軽減のための諸方策を検討しております。また、委員会等の存続の定例的な検討手順を整備し、委員会の統廃合にも一部着手しました。

チャレ5(関係団体との連携強化)は、日弁連・関弁連・弁政連との連携協力を深め、相互の情報提供・発信等に努めてまいりました。

そのほか、就任直後の3か月間で神奈川県および県内33市町村全てを集中的に訪問し、首長さん達と意見交換をさせていただきました。そこで把握した地域の実情等を踏まえ、とりわけ地域司法の課題には力を入れてまいりました。また、当期執行部では女性2名の副会長を中心に、常に男女共同参画の観点を意識した会務運営のあり方の検討にも積極的に取り組んでいます。

弁護士会の活動は、人権擁護と社会正義の実現を使命とし、県民の皆様のご生活にも直結していることから、いかなる状況下でも着実に前進させていかなければなりません。そのため当期執行部は最後の最後までチャレンジし続け、その精神を次期執行部にもしっかりと引き継いでいく所存です。

本年もまだまだ先行きの不透明さは払拭できませんが、本年が皆様方にとって明るく輝ける素晴らしい一年となることを祈念して、新年のご挨拶とさせていただきます。

2021年度第2回関弁連地区別懇談会

開催のご案内

日時 2022年1月25日(火) 午後1時
※Zoomウェビナーで配信されます。



神奈川県のアウトライ
ンと天秤をモチーフに
した神奈川県弁護士会
のロゴマークです。

山ゆり

私は両親が野球好きであつたこともあり、小さい頃からスタジアムなど現地で野球観戦をしてきた。その影響で、今も野球観戦が趣味である。シーズンオフとなる1月は試合を観ることができず、少し物足りない気持ちになる▼去年は、人生で初めて日本シリーズの試合を生で観戦した。日本シリーズということに加え、去年は新型コロナウイルスの影響で入場者数が半分に制限されている状況であつたため、噂によればチケットの倍率は約70倍とのこと。おそらく当たらないだろうとダメ元で抽選に応募したが、見事に当たつたのである▼残念ながら、現地で観戦した試合は、私が応援していたチームは敗戦となり、試合が終わつて数日間は何しい気持ちであつた▼しかし、この日本シリーズは、どの試合もお互い一步も譲らない、緊張感満載の試合であり、「これぞ日本シリーズ！」というところも見た。ごたえのある試合であつたので、改めて現地で観戦することができたことにとても満足している▼新型コロナウイルスはまだまだ予断を許さない状況であるが、少しでも早く球場に満員のファンが集まり、去年以上に熱い応援ができるようになることを願う。

(杉本 桃子)

人権シンポ in かわがわ

第9回

昨年11月6日、当会会館においてオンラインを併用して以下の5つのプログラムが開催された。

映画

「免田栄 獄中の生」を視聴して



鴨志田弁護士による質疑応答

コロナ禍の中、当会会館で開かれた今年の人権シンポでは、二川会長の開会挨拶に引き続き、刑事法制委員会企画による映画「免田栄 獄中

「免田栄 獄中の生」が上映された。同映画は、昭和23年熊本県で起きた強盗殺人事件、いわゆる免田事件を取り上げたものである。一審の死刑判決は、現在では別件逮捕・脅迫等による自白強要・証拠物廃棄等の問題が明らかにされているが、昭和26年上告棄却で確定後、昭和58年に再審無罪判決が確定している。その後の経過

も含めて、免田さん自身が回想する形で構成されていた。

免田さんは、死刑確定後、教会牧師から再審制度を知らされるなどとして申し立てたこと、第3次請求で初めて再審開始が認められたこと、しかしその後の裁判で否定されて周りの見方や自分への接し方も逆転したこと、それでも気持ちを保つたため書物の点字作業に没頭したこと、毎日迫る死刑執行への恐怖、聞き知る絞首刑執行過程の残酷さ、刑務所内での死刑囚

の会や社会復帰後の困難など、淡々と語り、却って事態の深刻さを感じた。えん罪撲滅はもとより、死刑という刑罰がその回復の道をも閉ざしてしまう残酷なものであるということを変更して思い知った。

続いて、鴨志田祐実弁護士(京都弁護士会)による、えん罪と死刑制度の問題点及び再審法改正の必要性についての講演があり、参加者からも活発な質問がなされ、充実のうちに終了した。

(会員 千葉 勝郎)

コロナ以後の

地域社会と生活保障

貧困問題対策本部では、中央大学法学部教授の宮本太郎氏を講師に招いて、「コロナ以後の地域社会と生活保障 ベーシックインカムを超えて」というテーマで講演

を開催した。同講演は、Zoomのみの開催にもかかわらず、50名以上の参加があった。

同講演では、コロナ禍においては、「安定雇用」において、「社会保険」で支えられ

る層と、生活保護等の公的扶助で支えられる層との間に、制度がほとんど何も届かない新しい生活困難層(低所得不安定雇用、非正規単身女性、一人親世帯、軽度知的障害等)

が増大していることが指摘された。

また、ベーシックインカムについては、現金給付は重要ではあるものの、その給付水準や置き換えられる社会保障の範囲、税の累進性等によって全く違った制度になり得ること、また、貧困線を越えるベーシックインカムを確保するにはGDPの2割は必要となるた

よくな変化の理論的背景が解説された。

さらに、後半では、増沢氏に加え、児童相談所職員や小学校教諭、民間の子ども支援団体の代表者らと交えてのパネルディスカッションが催された。ディスカッションでは、まず、各支援現場において、コロナ禍によって子どもたちを取り巻く状況がどのように変化してきたかが語り、支援現場

コロナ禍の子どもたち

パネリストと委員会委員

子どもの権利委員会では、「コロナ禍の子どもたち」の現状と支援現場の視点から「このプログラムを企画した。

前半では、子どもの虹情報研修センター研究部長である増沢高氏による基調講演が行われた。講演では、まず、コロナ禍における各支援現場や子どもたちの家庭での変化の実態が語られ、その後、各種統計や諸外国の文献が引用されながら、その

なることが明らかとなった。そして、各支援現場での影響が共有された上で、各パネリストによる忌憚のない意見交換がなされた。

以上のように、プログラム全体を通じて、コロナ禍における子どもたちの現状が浮き彫りとなり、各支援現場の情報や意見が共有されるという、極めて貴重な機会となった。

(会員 山岸 敦志)

重要土地規制法

憲法問題対策本部の企画として、「重要土地規制法 法の発動を許さないために」についての講演が行われた。この法律の問題点をまず、馬奈木 徹太郎弁護士(第二東京弁護士会)が解説した。

馬奈木弁護士の講演において、最後に強調されたのは、このような法律ができたのは、特定の国を念頭において、それを潜在的な脅威におき、個人では無く、国籍等の属性によって判断する発想によるもので、ヘイトに近い発想に支えられているということであった。

このような発想は、仮想敵を作って戦争をある種想定し、その準備をするもので、平和主義と基本的に相容れないような内容だということ。そして、仮にこの法律の発動を止めたとしても、この法律を支えている思想そのものを変えないと、また別の形でこの法律は現れて

くるという。

また、現場からの声として、横須賀で基地運動をされている新倉裕史氏と呉東正彦会員からは土地取引への影響についての話がであった。

この法律の問題点が広範に及ぶ上、影響も非常に大きいにもかかわらず、問題そのものの認知度が低いと改めて感じさせられた。今後の取り組みにあたって、問題の根本に目を向けるべしという点も含め、この企画で得た知見を生かしていきたい。

(会員 山岡 遥平)

精神科病院における

身体拘束を考える

人権擁護委員会の企画として、「精神科病院における身体拘束を考える」を開催した。

まず、杏林大学保健学

えるケースが少なくなく、死に至ることもある深刻な現状について、死亡事例のカルテ、拘束帯を用いての生々しい報告がなされた。

次に、東京都立松沢病院名譽院長である齋藤正彦氏から、医療側として、「行動制限と精神医療は

意見交換では、長谷川氏から、医療従事者には、身体拘束を減らす取組みから精神医療のあるべき姿について考えてもらいたい旨、齋藤氏からは、身体拘束の減少に伴う医療従事者の負担へのフォローが不可欠である旨の発言があった。

弁護士として、長谷川氏の取組みに叱咤激励されたように感じ、齋藤氏のより良い精神医療と身体拘束が相容れないとの言葉に希望を感じつつ、同時に、医療現場における負担への配慮を忘れてはならないと強く感じさせられた。

(会員 馬奈木 幹)

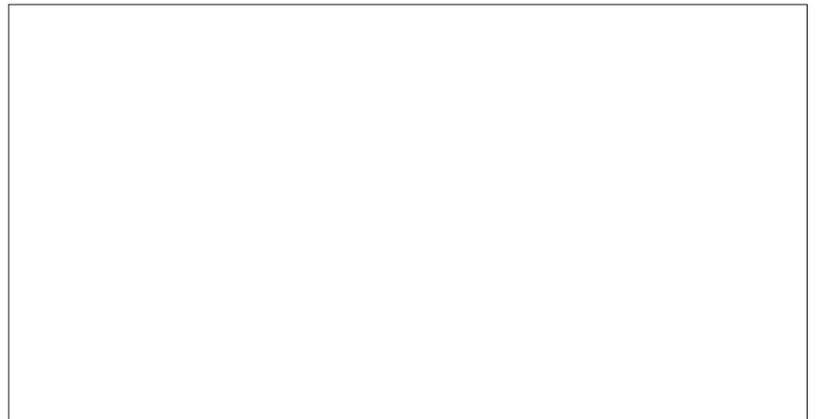


拘束帯を用いて説明をしている長谷川氏

との理念のもと、リスクと兼ね合いのなかで、緻密な分析、職員の説得を行い、身体拘束削減のダイナミックな病院改革を行った事例の紹介が

第26回

人権賞贈呈式



受賞者らと二川会長

昨年11月6日、人権シンプオのプログラムとして当会人権賞贈呈式が行われた。第26回の賞となる今回は、社会福祉法人川崎いのちの電話と故伊藤由紀夫氏が受賞した。

川崎いのちの電話は、1986年の開始以来、精神的危機に直面し、助けと励ましを求めている人々に対して、電話による対話の場を提供する他、講習会、講演会を行うことで広く自殺予防に向けた啓発活動に取り組んだことが評価されている。

故伊藤由紀夫氏は、惜しくも昨年5月6日に逝去されたが、家庭裁判所調査官及び2018年の退任後は民間の立場から生涯を少年の更生に捧げたこと、並びに、昨年5月21日に成立した少年法改正において対象年齢の引き下げに反対する立場

から18歳・19歳への少年法適用維持に主導的な役割を果たしたことが評価されている。

贈呈式では選考委員会の小ヶ谷千穂委員長（フエリス女学院大学教授）より選考過程および受賞理由の説明が行われ、二川裕之当会会長からそれぞれ賞状、楯、賞金が授与された後、受賞者からの挨拶が行われた。

川崎いのちの電話からは理事長の金子圭賢氏および事務局長の小杉千弦氏から活動状況とボランティア体制について、故伊藤由紀夫氏については代理出席された長女から故人の人となりや語り、会場は拍手に包まれた。

理事者室 だより

ラジオの薦め



副会長 齋藤 守

ないが、それからずっとラジオを聴くことが趣味となっている。

ラジオは災害時の情報収集手段としては注目されるものの、それ以外の時は私と同じく控えめな存在であるといえる。しかし、ラジオは何かをやりながら聴くことができ、気軽さ、手軽さがある。しかも完全なる偏見ではあるが、私にはテレビと違って自由空間があるように感じており、昨今いろいろな面で厳しくなっているコンプライアンス

の面も、テレビと比べて自由度が高いように思っている。

耳で聴いて自分なりにいろいろと想像できる楽しさはテレビにはない。聴いている1人1人が違ったイメージを想像できるという個性もテレビにはない（唯一スポーツ中継については、テレビの方が優れているとは思わぬ）。百聞は一見に如かずという諺は、ラジオに

私はラジオ局の回し者ではないが、1人でも多くの人にラジオの素晴らしさを知ってもらいたい。なお、私のLINEのアイコンとなっている芸能人の福山雅治氏もラジオ好きであり、しかも私より1つ年上であるという有益情報も付け加えておく。

昨年3月号に掲載されたので、既に知れ渡っていると思われるが、私の趣味の1つにラジオを聴くことがある。

私は車通勤をしているが、当然その間の車内ではラジオを聴いているし（しかもAMラジオ）、自宅でも携帯ラジオをその名の通り携帯して聴いている（食事中や入浴中も含めて）。電車に乗っているときもイヤホンで聴いている（時には録音した番組も）。改めて思い返すと、小学生の頃既に寝ながらラジオを聴いていたという記憶がある。きっかけが何かは分からないが、第一に、毎回、事前に配布される資料が膨大なことに驚いた。それだけ、審議すべき議題等が多いということだが、資料に目を通すだけでもかなりの時間を要する。

第二に、執行部の大変さを改めて実感した。多岐にわたる議題を、少人数の執行部でカバーするのは、それだけでも大変なことだが、厳しい質問や意見が出ることもあり、その度に大変な任務だと感じずにはいられない。

第三に、常議員会は、とても活発な議論が行わ

れる場だと感じた。人権問題に関する議題など、熱い議論が交わされることも多い。他の常議員の確かな指摘や意見に、毎回感心したり感動したりしているが、自分も常議員の一員である以上、感心感動しているばかりではいけない。毎回、事前資料を予習して、議案について真剣に考えているつもりだが、今後は、自分なりの意見が出せたらいいと思う。

なお、常議員会とは何の関係もないが、今年、一級小型船舶免許を取得した。最近釣りが楽しくて仕方がない。

裁判を通して明らかに



新こちら記者クラブ

私は記者になってから一つの裁判にこんな向き合ったのは初めてだった。そして裁判を傍聴して感じたのは、これを世に伝え、遺族のためにも事件を風化させないといけないということだ。遺族の一人が意見陳述書を読み上げ、遺族の思いを知ったとき、それ

この事件が発生した2016年、私はまだ駆け出しの記者だったことを覚えている。横浜市神奈川区の旧大口病院の周りを、事件の真相が知りたくて歩いて回った。しかし、何もわからないのだ。近所の人や病院から出てくる関係者に話を聞こうとしても、何もわからなかった。

およそ一ヶ月に渡り続けられた裁判では、あの当時、「病院の中で何が起きているんだ」と誰もが思っていた事件の詳細

つていた。私たち記者と同じように当時何があったのか、それを知るために傍聴していた。どうやって点滴袋に消毒液を入れ

まではテレビの向こうの語りから感じていたこの事件を、後世に伝えなければと強く思った。

フジテレビ 魚住 董

常議員になって

会員 根岸 小百合 (新64期)

常議員会

私は、平成29年に群馬弁護士会から当会に登録換えをし、今年で5年目である。

今年、初めて常議員に選任され、4月に開催された第1回の常議員会に

出席した。会員数1700名以上の大規模弁護士会における重要事項は、この場で決まるのだと思うと、何とも言えない緊張を感じた。

その後、毎月開催され

る会議に出席しての感想だが、第一に、毎回、事前に配布される資料が膨大なことに驚いた。それだけ、審議すべき議題等が多いということだが、資料に目を通すだけでもかなりの時間を要する。

第二に、執行部の大変さを改めて実感した。多岐にわたる議題を、少人数の執行部でカバーするのは、それだけでも大変なことだが、厳しい質問や意見が出ることもあり、その度に大変な任務だと感じずにはいられない。

第三に、常議員会は、とても活発な議論が行わ

れる場だと感じた。人権問題に関する議題など、熱い議論が交わされることも多い。他の常議員の確かな指摘や意見に、毎回感心したり感動したりしているが、自分も常議員の一員である以上、感心感動しているばかりではいけない。毎回、事前資料を予習して、議案について真剣に考えているつもりだが、今後は、自分なりの意見が出せたらいいと思う。

なお、常議員会とは何の関係もないが、今年、一級小型船舶免許を取得した。最近釣りが楽しくて仕方がない。

SDGS 神奈川県弁護士会のSDGS 第1回

フードドライブを実施しました

当会では、昨年10月11日から29日まで、フードドライブを実施した。フードドライブは、家庭内

や職場内で使い切れない食品を持ち寄ってフードバンク等に寄付することで、食べ物を必要とする

いる方に届ける活動である。助け合いだけでなく、フードロスの削減にもつながる。

県に食品を寄贈する二川会長

前記期間中、当会会館1階に食品提供用の箱が設置された。設置早々にポテトチップスの提供があり、その後も、お米や保存食品などの提供が相次いだ。集まった食品については、二川会長が神奈川県庁に持参した。その後、県を通してフードバンクに寄贈され、こども食堂や生活困窮者支援に役立てられることになる。今回の活動は、当会が2020年3月に「SD

GS推進に係る連携と協力に関する協定」を締結した神奈川県庁からの働きかけで実現した。SDGSについては、この数年の間に様々な場所で行う機会が増えた。各自治体もSDGS推進の活動をしているし、街中でカラフルなSDGSバッジを付けている人を見かけることも珍しくない。SDGSとは、国連で採択された「持続可能な開発目標」のことである。17の目標が定められており、「ジェンダー平等を実現しよう」「人や国の不平等をなくそう」「平和と公正をすべての人に」など、弁護士の活動と密接に関わるものが少なくない。また、近時では、企業法務の分野でもSDGSの存在感が増している。

(会員) 澄川 圭

相模原支部に合議制を!

横浜地裁申入れ及び記者会見の様子

昨年10月13日、本村賢太郎相模原市長と佐藤弥斗座間市長が共同で横浜地方裁判所相模原支部に合議制を導入する申入れを行い、当会からも二川

裕之会長をはじめとする会員数名が同席した。両市長が共同で申入れを行ったのは今回が初めてである。なお、申入れに先立ち、両市議会では

全会一致で相模原支部への合議制導入を望み決議が採択され、最高裁や横浜地裁を含む関係諸機関に送付されており、また当会相模原支部では最高裁と横浜地裁に対して司法行政文書の開示請求を行っている。

従来、この問題について横浜地裁は「上級庁と協議中である」旨の説明を繰り返していたが、今回はそのような説明はなく、「合議制導入は地裁の裁判官会議で決定できる」旨を明言した。これは大きな成果である。開示請求の結果、最高裁には本件の協議をしたという書面が残っていない。

(会員) 藤田 寛之

佐藤・本村両市長と二川会長



昨年11月3日、文化の日。我々横浜マリナーズは、桜島を望む鹿児島・平和リース球場にいた。第41回日弁連野球全国大会。昨年の名古屋大会がコロナ禍で中止となり、2年ぶりの大舞台である。初戦は地元・鹿児島戦。先発畑中隆爾が初回を無失点で切り抜けると、その裏打者15人の猛攻で一挙10得点。その後も流れを手放さず、快勝で準決勝進出を決める。夜の講評会では、2番手で2回無失点と好投した川原佑基が敢闘賞を獲得した。翌日の準決勝は、連覇を狙う東京との対戦に。初回に1点を失うも、打線がつながりすぐに逆転。先発の森弘史は鬼気迫る投球で東京を抑え込み、打っても2長打3打点でチームを鼓舞した。しかし5回裏、ついに王者が牙をむく。集中打で4点を失ったところで森はマウンドを降り、津久井啓貴に命運を託す。1

点差、一打同点のピンチで二遊間を襲った痛烈なライナーを西村誠が倒れ込みながら捕球し、ダブルプレー。東京の反撃を土俵際で食い止めた。6回表、鹿児島出身の戸田龍聖の右中間三塁打に、先ほど好守の西村がタイムリーで続き、大きな大きな追加点。最後は二死満塁を凌ぎ、大金星を挙げた。

決勝戦の相手は豪打の大阪。初回、微妙な判定から4失点し、3回にも4点を失う苦しい展開に。しかしその裏、城田喜朗の二塁打でチャンスを作ると、続く新人宮祐平がフルスイングした打球は、レフトスタンドへ飛び込む2ラン本塁打。反撃ムードが盛り上がる。横浜は連投の津久井・森・川原、最後は大ベテラン西村隆雄という必死の継投を見せるが、連戦の疲労と大阪打線の破壊力の前に徐々に点差を広げられていく。最終回は打者一巡の攻撃で4点を奪い意地を見せるも、力尽きた。

持てるものを全て出し

| 一回戦 | | | | | | |
|-----|----|---|---|---|---|----|
| 鹿児島 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 横浜 | 10 | 3 | 0 | 1 | × | 14 |
| 準決勝 | | | | | | |
| 横浜 | 0 | 5 | 0 | 2 | 1 | 9 |
| 東京 | 1 | 0 | 0 | 1 | 6 | 7 |
| 決勝戦 | | | | | | |
| 大阪 | 4 | 0 | 4 | 0 | 0 | 16 |
| 横浜 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 8 |

編集後記

未曾有の事態を迎えて2回目の新春となりました。

本号の記事にも現れていますが、関係者のご尽力・工夫の下、各種イベントが例年のスケジュールどおりに実施されつつあるようです。

この流れが続くことを願いつつ、併せて皆様の本年のご多幸を祈念しています。

デスク 吉田 正穂
記者 大崎 徹

井上 晴彦
濱崎 亮

新倉 武
杉本 桃子

仲戸川優樹
笠間 哲史